

## 目黒区子ども若者部指定管理者運営評価委員会要綱

制定	平成 23 年 5 月 16 日付け目子保第 1695 号
改正	平成 25 年 4 月 1 日付け目子保第 1859 号
改正	平成 29 年 4 月 1 日付け目子保第 587 号
改正	平成 29 年 6 月 1 日付け目子保第 1969 号
改正	令和 2 年 4 月 1 日付け目子保第 9225 号
改正	令和 4 年 3 月 24 日付け目子家セ第 2107 号
改正	令和 5 年 4 月 1 日付け目子家セ第 236 号
改正	令和 6 年 4 月 1 日付け目子家セ第 5426 号
改正	令和 7 年 4 月 1 日付け目子子第 428 号

### (主旨)

第 1 条 この要綱は、目黒区付属機関の設置に関する条例（令和 6 年 3 月目黒区条例第 9 号）第 3 条の規定に基づき、目黒区子ども若者部指定管理者運営評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第 2 条 運営評価委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 評価方針・評価結果対応方針等の策定に関すること。
- (2) 各年度の運営状況の総括評価に関すること。
- (3) 指定管理者の継続選定（民設民営化）に関する適格性の評価に関すること。
- (4) その他、指定管理者制度に関し、委員長が必要と認めること。

### (構成員)

第 3 条 運営評価委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 子ども若者部長
- (2) 子ども若者部子ども若者課長
- (3) 子ども若者部こども家庭センター長
- (4) 児童福祉に関する外部有識者 1 人

2 運営評価委員会には、外部有識者として以下のアドバイザーを置く。

公認会計士・税理士（経営状況に関する検証を行う。） 1 人

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、当該年度に係る運営評価委員会の設置の日から運営評価委員会を終了した日までとする。

### (委員長等)

第 5 条 運営評価委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員長には子ども若者部長を、副委員長には子ども若者部子ども若者課長をもって充てる。

2 委員長は、運営評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 運営評価委員会は、委員長が招集する。

(定足数)

第7条 運営評価委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(会議の非公開)

第8条 運営評価委員会の会議は非公開とする。

(守秘義務)

第9条 運営評価委員会の委員及びアドバイザーは、評価の過程を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を解かれた場合も同様とする。

(運営評価委員会の事務局)

第10条 運営評価委員会の事務局は、子ども若者部子ども若者課が担当する。

付 則

この要綱は、平成23年5月16日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。